

新制大学における「単位制度」の導入と展開の過程

土 持 法 一*

はじめに

本稿では、これまでの先行研究¹⁾を踏まえ、「占領文書」、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』、「教育刷新委員会連絡委員会（ステアリング・コミティ）」（未刊行）、大学基準協会所蔵の関連資料および国立教育研究所附属教育図書館所蔵の「戦後教育資料」などを通して、新制大学における単位制度の導入と展開の過程について考察する。「単位制度」の基本は1単位を45時間の「学修」²⁾とする Semester 制で、学期ごとに完結することが推奨されていたにもかかわらず、通年制が採用された。新制大学における「単位制度」の問題点はどこにあったのか、「単位制度の空洞化」³⁾の要因などについて究明する。結論を先に述べれば、戦後の単位制は旧来の科目中心主義の授業の上に、新しいアメリカ型の「単位制度」の理念を性急に重ね合わせたため、制度と理念との間に齟齬をきたし、十分に機能しなかったことに原因があったといえる。

大学審議会は1998年10月26日、「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」の答申を行った。そのなかで、「課題探究能力の育成」を提言している。これは新制大学が目指した「自学自修」⁴⁾の精神にもとづいた単位制度とも深く関連している。この答申の具現化のために、「授業方法等の改善—責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施—」と題して、「我が国の大学制度は単位制度を基本としており、単位制度の実質化は教育方法の改善にとって重要な課題である。現在の単位制度は、教室における授業と事前・事後の準備学習・復習を合わせて単位を授与するものであり、学生の自主的な学習が求められる」と「自学自修」の重要性を強調している。

1. 新制大学における単位制度の導入過程

(1) 戦後高等教育制度の再編成—アメリカ教育使節団の勧告

周知のように、『第一次米国教育使節団報告書』（1946年3月）は戦後教育改革の原点であり、六・三・三制の学校制度は、この使節団の勧告にもとづいたものである。しかしながら、使節団は高等教育制度の再編成に関しては具体的な勧告をしなかった。すなわち、帝国大学、大学、大学予科、旧制高等学校、専門学校等の旧制高等教育機関の制度をどのように改革するのか具体的な勧告はしなかった。たしかに、使節団は『報告書』の第6章「高等教育」の「大学および専門学校のカリキュラム」の項において、「一般教育」との関連から「カリキュラムの自由主義化」⁵⁾を勧告している。

* 広島大学高等教育研究開発センター学外研究員／元 東洋英和女学院大学教授

しかし、単位制度については言及していない。なぜ、使節団は高等教育の改革に消極的であったのか。それは日本側の自主性を尊重したからに過ぎない。この点に関して当時、日本側教育家委員会委員長（後に、教育刷新委員会委員長）であった南原繁は「新大学制度のごときも、アメリカ使節団の報告書には触れてなく、その改革はもつばらわが教育刷新委員会における審議の結果であった」⁶⁾と後年証言している。アメリカ教育使節団が戦後教育改革における初等・中等教育改革に関して抜本的な改革を勧告しながら、高等教育に関して何ら具体的な提言をしなかったことは不可解という以外にない⁷⁾。

(2) 米国学術顧問団の勧告

占領軍・民間情報教育局教育課（以下、CI&E教育課と略す）だけがGHQのなかで高等教育改革を推進したのではなく、他の部局も高等教育の改革に深い関心を持っていた⁸⁾。とくに、GHQの経済科学局（ESS）は科学技術教育の視点から高等教育の改革に関心を持ち、アメリカ教育使節団が来日した翌年の1947年8月に米国学術顧問団を招聘した⁹⁾。この顧問団はイリノイ大学のアダムス（Roger Adams）を団長とする6名の著名な科学者から構成されていた。この顧問団も戦後日本における高等教育改革を提言している。顧問団の報告書『日本における科学と技術の再編成—米国科学学士院への報告書』には具体的に「単位制度」につながる提言は見当たらないが、団長の「アダムス文書」¹⁰⁾の草案のなかには、たとえば、「カリキュラム」と題して、「大学および研究機関の間で、学生が幅広い経験を持つために交換学生の制度を実施すべきである。単位制度(Credit System)によって、これは比較的容易に実現できるであろう」とか「いかなる特定の講座によっても、カリキュラムが固定化してしまうことを修正して、学生が関連分野で単位科目(Credit Courses)を選択できるようにすべきである」など、実践面での提言がなされていることが注目される。とくに、「カリキュラム固定化の修正」は重要な指摘である。

もともと、単位制度は1869年に当時ハーバード大学における最初の選択制の導入に端を発したものである¹¹⁾。それまでの高等教育機関はほとんどのヨーロッパの高等教育制度に共通の比較的固定化された必修科目のカリキュラムの形態に従う傾向にあった。これは、ハーバード大学総長エリオット（Charles W. Eliot）の表現を借りれば、学生はみな同じ科目を足並み揃えて履修していて、あたかも「兵士の行進のように（"like soldiers on parade"）」であって、そこにはほとんど選択の自由がなかった。このようにアメリカにおける単位制の起源は選択制が導入されたことによる必然的結果によるものであった¹²⁾。そこでは選択制によるカリキュラムの自由化が強調された。これはアメリカ教育使節団が一般教育との関連から勧告した「カリキュラムの自由主義化」にも繋がるもので、当時のアメリカを代表する識者が大学におけるカリキュラムの自由化を強調していたことは注目に値する。

(3) 大学基準協会と「大学基準」

大学基準協会は新制大学における一般教養科目および単位制度に関する重要な協議を行い、1947年7月8日「大学基準」を制定した。その「7. 授業科目及びその単位数決定」では、1科目に対

する課程を終了した学生には単位を与え、各科目に対する単位数の基準として、講義に対しては、1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義を1単位とすることが規定された。

この1単位の規定の仕方は、19世紀の終わりから1900年代初期にかけてアメリカの大学において共通のものとなった。大学のカタログには各科目の単位数、1週ごとの教室や実験室での時間数が記載された。学位の取得要件は履修単位数によって規定された¹³⁾。たとえば、ワシントン大学（セントルイス）では、1902年以降、学士号のための学位の単位履修要件がカタログのなかに掲載され、翌年から「クレジット3単位 ("credit 3 units")」がそれぞれの学科の科目の頭に付けられ、1908年からはそれが各授業科目ごとに付けられることになった。1903年3月の学部の議事録によれば、この完成した（Full-fledged）単位制度は、以下のように採択された。すなわち、「平均的な学生の場合、（1単位は）授業（Recitation）や講義（Lecture）の1時間は約2時間の準備を必要とし、そして、2時間の実験は1時間の準備を含むことを想定している」¹⁴⁾である。

「大学基準」の単位算出基準は、後述のCI&E教育課のウィグレスワース（Edwin F. Wigglesworth）の提案とほぼ同じ内容のものであった。このような学習への準備も含めての「自学自修」および週1時間単位の授業形式から構成される規定は、新制大学の教育を最も特徴づける一つとなった。このような考え方の背後には、旧制大学のもとの「詰め込み主義を基礎とする監督教育」を除去し、また旧来の受動的学習から解放し、自学自修を奨励することによって、勉学への自発性を振起させるねらいがあった¹⁵⁾。

大学基準協会の前身ともいべき大学設立基準設定協議会（以下、協議会と略す）が1946年12月の後半に作成したと推定される「大学設立基準に関する要項(案)」¹⁶⁾は、形式的にも内容的にも、1947年7月に制定・採択されることになる「大学設置基準」「大学基準」の原型をなすものであった。しかし、この原案はなお大綱的な共通基準を定めたもので、とくに「単位制度」、一般教育と専門教育の規定などの授業科目制度、卒業資格要件と学位制度など、「教育課程」の基本的制度についての規定は含まれていなかった。ところが、1947年2月段階の「大学設立基準設定協議会・文科系分科会」は、3月1日あるいは8日の会議で、2月中の審議の結果を「既決事項」¹⁷⁾として確認した。このなかで、単位制度に関しては、1時間15週の講義をもって1単位という内容を報告している。この「1週2時間1年間の講義は4単位となる」という考えは、戦前の大学では通例、1週2時間1年間の講義を以て1単位と計算していたことに倣っている。しかし、より重要なことは講義とは別に、「自学自修」のための倍の時間が課せられていたことである。

CI&E教育課は、日本の高等教育における過密カリキュラムの弊害を問題にし、学生の自由な学習を保障するために、授業時数を大幅に削減するように強く指導した。その結果、1947年3月4日付で文部省学校教育局長日高第四郎から各大学の総長・学長に宛てられた文部省通達の最後に、参考として「アメリカでは1週間の授業時数が約16時間でありまして、2学期制1学期1週1時間を1単位として、4年間に120乃至128単位とればバチラーの学位が得られることになって居るそうであり、我が国に於ける授業時数の多いことが注目されてゐるやうであります」¹⁸⁾と注意を促している。

当時、CI&E教育課でこの問題を検討していた高等教育班のイールズは「日本では学生は教室でじっと座っている。先生は土びんから水を注ぐように上から知識を注ぎ込む。後から後から注ぎ込む。一杯になるまで注ぎ込む。場合によっては受入れるものが一杯になってもまだ注ぎ込む。日本の学生は湯呑みのように扱われている」と興味深く分析している。また、単位制とのかかわりから、大学基準で、講義の場合には1時間の講義に対し2時間教室外で勉学することが規定されているということは、「学生の勉学活動の半分以上は学生自身に任せられ」ていて、「学生の自主的勉学が主体」でなければならないと説明している¹⁹⁾。

1947年4月22日「共通委員会決定事項」²⁰⁾で、科目に対する単位を具体的に決め、新しい「単位制度」のあり方が、以下のように、決定されるに至った。

- イ) 講義は1時間の講義に対し教室外に於ける2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し毎週1時間15週の講義を1単位とする。
- ロ) 数学演習の如き精神的労働の性質を持つ演習は2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮し毎週2時間15週の演習を1単位とする。(後略)

なお、卒業に必要な120単位は4ケ年で獲得することとする。卒業論文の単位は120単位のなかに含ませることなどが付記された。

このように単位制度は、『学校教育法』で四年制大学の設置が決定された後に明確にされたもので、必ずしも単位制度の理念にもとづいて四年制大学が検討されたものではなかった。

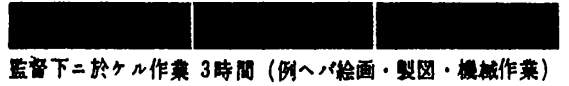
(4) CI&E教育課・ウィグルスワース

上記の変遷からもわかるように、1947年3月から4月頃にかけて、「単位制度」の考え方が大幅に変更され、アメリカ式の単位制度が導入された経緯が明らかである。その背後でCI&E教育課の影響があったことは論を俟たない。1947年5月12日、CI&E教育課のウィグルスワースは「全国大学連合協議会に於ける講演—新制大学の概念」²¹⁾のなかで単位制度の導入について説明している。大学における単位算出基準については、アメリカの Semester 制の考え方を図表①「学術単位」で例示し、「1単位というのは、15週間の1学期を通じて毎週3時間の学生活動を意味します。私は毎週3時間の生徒活動と申しましたけれども、それは次のことを意味します。1時間は講義、家庭或は図書室において2時間勉強すること、それでも先生が教室で1時間講義とするならば、その講義の準備の為に生徒が少なくとも家庭において、或は図書室において少なくとも2時間準備することを要求します」と説明し、「これが新しい大学の特長の一つ」であると位置づけている。すなわち、15週の1学期を通じて毎週3時間の学生活動を1単位とした。この週3時間については、それぞれの科目の性格に応じて異なり、数学などは授業1時間に対して2時間の家庭や図書室での自学自修、化学などの実験を伴う科目は授業2時間に対して1時間のノートの整理、そして製図などは3時間の授業がそれぞれ考えられ、まったく画一的ではなく、その科目の性格に応じて柔軟に対応することが期待されていた。

さらに、図表②「第一学年第一学期ノ時間割ノ一例」を示し、各授業科目とも実験を除き「1時間刻みの時間割」を提示している。これは伝統的な1コマ(=2時間)の連続講義の授業ではなく、

図表①「学術単位」

一学期（二期制ニ於ケル）ノ単位ニ最少15週間カラナル一学期ニ於テ特定課目ニ付キ一週平均3時間ノ生徒活動其ノ構成次ノ通り。



■ 教室内
▨ 教室外

新四年制大学ノ最低基準

図表②「第一学年第一学期ノ時間割ノ一例」

学科目ト授業時間ノ組合セラ示ス。

時間	曜日	月	火	水	木	金	土
8~9		国語		国語		国語	
9~10			数学		数学		数学
10~11		英語		英語		英語	
11~12			歴史		歴史		
12~1		←	昼	食	時	間	←
1~2							X
2~3		化学		化学		化学 (講義)	
3~4		化学		化学			
4~5							

単位 15
 授業時間 17
 教室外学習時間 27 - (空欄ハ図書館或ハ家庭ニ於ケル学習時間ヲ示ス)

出典：文部省編『日本における高等教育の再編成』（1948年1月）

1時間の授業を週に何回か繰り返して行うことを推奨していたが、この1時間授業を週に数回にわけて行うという提言は、アメリカ式の単位制度を導入するうえで不可欠であったにもかかわらず看過されてしまった。この点に関連して、イールズは「教官の毎週受持時間数は旧制大学におけるよりも多ししなければならないこと」²²⁾と、学生のみならず、教官の週あたりの授業回数を増やすことを授業改善の一つとして提言していたにもかかわらず、無視されてしまった。すなわち、学期制(セメスター)が導入され難い要因がここにもあったといえる。

ウィグルワースの講演内容は日本側に影響を与えた。事実、1948年1月文部省が刊行した『日本における高等教育の再編成』は、表現は異なるものの内容的にはウィグルスワースの講演「新制大学の概念」と酷似するものであった。しかし、両者の間には顕著な相違点がある。たとえば、一般教育の配置に関して、文部省は旧制の高等教育機関の再編上で、「積み上げ式」が「得策」であるとして、暗に「積み上げ式」を奨励し、ウィグルスワースの講演とは異なった独自の見解を示している²³⁾。しかし、これは文部省だけの責任ではない。当時高等教育問題を扱っていた教育刷新委員会第五特別委員会(「上級学校体系に関する事項」)の議事速記録によれば、大学改革の中心は旧制高等学校の「再生」にあったことが明らかである。さらに、第24回議事速記録(1947年4月7日)には中間報告案として、大学を「科目制度」として、前期と後期に分けることが提言され²⁴⁾、実施の面でも「積み上げ式」を奨励する形となっている。第五特別委員会での議論は単位制についてではなく、その論議の中心は、学科目制度として、前期と後期に分けることが中心で、むしろ、単位制には消極的な態度さえ示している。たとえば、東京帝国大学の学部長会議においては、単位制に反対の意向を示し、単位制では大学において「人物養成」ができないとして、そのような教育方法を批判しているのである²⁵⁾。

ウィグルスワースは、「大学はすべて大学予科から始まります。新しい制度におきまして、それは同じでありまして、六・三・三・四制度の上の三、即ち上級中学校即ち新制高等学校の中に予科の内容が教えられます」として、新制高校における単位の履修方法についても説明を加え、高校での1単位というのは1週間に1時間、1年を通じての時間数で、3年間に合計85単位で卒業できると、その違いを端的に述べている。しかし、この説明は日本側に困惑を与えたようである。なぜなら、「4年制大学について—第1回大学連合協議会に於けるウィグルスワース博士講演要旨」²⁶⁾には、「単位というのは毎週1時間1年間の時間を意味する」と、高校の場合と混同して記録されているからである。これは戦後の新しい大学における単位制度に対する、当時の関係者の認識不足に起因するものである。大学における単位制度は高校の場合と違って「自学自修」の精神にもとづいたものであって、まったく新しい制度であるとの認識がなかった。

たしかに、ウィグルスワースの説明からは高校においてはまったく「自学自修」のようなものがなく、授業中心型のように誤解されやすい。「自学自修」の精神は何も単位制に限定されるものでもなければ、大学だけのものでもない。当然、高等学校においても必要なものであって、アメリカにおける授業に対する基本姿勢とも言うべきものである。実は、この点に関しては、すでに戦前日本においても議論されていた。たとえば、1939年9月29日の教育審議会の第37回特別委員会での「大学に関する審議」のなかで、田中穂積は「アメリカでは『ハイスクール』でも授業時数と同じくら

い生徒は自分で勉強し、教室では批評や討論が主になっている。『シニア・ハイスクール』からカレッジに上がればさらに討論が多くなり、『ポスト・グラデュエート』ではゼミナールが中心になっている。大学と専門学校では『自学自習ノ程度』が違ふ。『基礎ノ深イカ浅イカト云フ問題』であり、高等学校教育は大学での自発研究のための基礎をつくることを目的としている」と述べている²⁷⁾。ここでの議論は単位制について言及したものではないが、単位制の基本となる「自学自習」の必要性を指摘するばかりでなく、「高等学校教育は大学での自発研究のための基礎をつくることを目的としている」との視点は卓越したものであり、きわめて示唆に富むものであるといえる。

(5) 教育刷新委員会と大学基準協会

占領軍の後押しもあって、新制大学に関して大学基準協会に大きな権威が与えられた。当時、戦後の教育改革を推進していたのは教育刷新委員会（以下、教刷委と略す）であった。とくに、その副委員長（後に委員長）の南原繁は、その前身である日本側教育家委員会の委員長として、六・三・三制の学校制度のみならず、高等教育改革に関しても深く関与していた²⁸⁾。戦後の高等教育改革における大学基準協会と教刷委の「関係」はどうであったのか。また、その背後にあって、CI&E教育課がどのように関与していたのか重要である。教刷委のあり方について、CI&E教育課はそれが文部省の政策および計画を単に追認するだけの形式的な諮問機関に終わることを強く警戒し、文部省からの自律性・独立性を保持するように指導した。ところが、教刷委、とくにその中心的人物であった南原繁はCI&E教育課の指導を逆手に取り、教刷委の文部省のみならず、CI&E教育課からも独立することに成功した²⁹⁾。その結果、CI&E教育課は教刷委の総会や特別委員会に出席して、直接に指導・勸告・助言を与えることができず、「教育刷新委員会連絡委員会（ステアリング・コミティ）」を通じて間接的に指導するにとどまった。そこで、CI&E教育課は大学改革に関しては、大学基準協会への直接的指導体制を確立することによって、とくに新制大学制度の具体的内容となる教育課程の制度化を実現しようと図った³⁰⁾。その結果、教刷委における大学基準に関する論議が量的に多くないばかりか、内容からみても、形式的あるいは抽象的で、基本的な問題が十分明確にされていないとの指摘もある³¹⁾。

教刷委で協議会（大学基準協会の前身）の問題が取りあげられるのは、1946年11月15日の第11回総会であるが、そこで議長の南原繁副委員長は「只今大島委員のステアリング・コミティーの内容として言われた大学基準というのは、司令部の人が其の方に乗込んで居る。是は大学の基準は矢張り学制体系ですから、大学という問題に付ても向うで作ったら困る」「大学基準を向うで決めると困りますから」と反論している³²⁾。両者の間ではどのように調整が図られたのであろうか。実は、教刷委には調整機関として、前述のような教育刷新委員会連絡委員会（ステアリング・コミティ）が組織化されていた。この連絡委員会では1947年3月13日に教刷委と協議会との関係についての論議をしている。そして、この問題に関しては第五特別委員会を通して緊密に連絡を図ることを決めた。この問題に関して、ウィグルスワースは協議会と第五特別委員会とは連絡ができてはいるはずであることを強調し、務台委員が両方に関係しているので、矛盾が生じないように調整役を果たすように依頼した³³⁾。

教育刷新委員会と大学基準協会の関係が必ずしも親密でなかったとの指摘もある³⁴⁾。現に、大学問題を取り扱ったのは第五特別委員会のほかに、第十二特別委員会があった。この委員会では大学基準協会の和田小六を臨時委員に加えるなどして調整をはかりながら審議した。南原委員長は教育刷新委員会の独自性を強調してか、高等教育の問題を第五特別委員会だけでやるべきだと主張するなど、教育刷新委員会内部においても対立がみられた³⁵⁾。このような対立はCI&E教育課の内部においても見られた。大学基準協会にはCI&E教育課の高等教育班のメンバーが直接に出席して意見を述べるなど、監督・指導が徹底していた³⁶⁾。しかし、高等教育班のイールズはオア (Mark T. Orr) やトレーナー (Joseph C. Trainor) などの上層部の考えと対立していた³⁷⁾。すなわち、教刷委と大学基準協会との間の齟齬は、そのままCI&E教育課内の対立の縮図でもあった。このような齟齬は単位制度を円滑に導入する上での障碍となったことは歪めない。

2. 「大学設置基準」の制定と単位制度

1956年10月22日「大学設置基準」(文部省令第28号)が新たに制定された。新制大学発足後しばらくは、CI&E教育課の後盾もあり、大学基準協会による「大学基準」が大学設置認可および基準維持のための実質的な法令的基準の役割を果たしていた。しかし、文部省は当初から、大学設置基準の制定権は文部省にあるという原則に固執し、また大学基準は基本的には大学の自主的団体である大学基準協会への入会の資格判定基準であったこともあり、文部省は講和発効後、それまでの大学基準とは異なる、きわめて基準性の強い大学設置基準を省令として制定し、それ以降、大学の設置認可の基準として引き継がれたという経緯がある。

この省令は 単位算出基準については、1単位の履修時間を明確にし、「教室内及び教室外を合わせて45時間」(第26条)という原則規定をはじめて明示した。そして、従来のような科目例示による単位計算方法をやめ、単に講義と演習及び実験・実技等の授業形態に基づく計算方法にとどめた。また、講義および演習については、「但し」書きが加わり、「教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間半又は2時間の講義に対してそれぞれ教室外における1時間半又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、22時間半または30時間の講義をもって1単位とすることができる」とし、「授業」に重点を置くことを可能にした³⁸⁾。こうした基本的原則の「例外」措置は単位制度の特長である「自学自修」の精神を否定し、旧来の授業重視の形態に逆戻りしたもので、単位制度の空洞化の要因となった。たしかに、それは単位制度の運用の現実に対応して、自学自修を重んじた単位制度の趣旨が徹底されない状況や、図書館などの自学自修の場の条件整備の立ち遅れなどを理由に、授業による学習効果を向上させるためのいわば苦肉の策でもあったかもしれない³⁹⁾、単位制の本質をはき違えたものであると批判せざるを得ない。

「大学設置基準」の省令によって、従来の「大学基準」は結果的には、その「基準向上」へと変更を余儀なくされることになった。大学基準協会の基準委員会は1957年度および58年度にわたって「大学基準」と「大学設置基準」とのあり方ならびに関連性を検討し、大学の設置基準でない、自

主的な水準向上に役立つ「大学基準改訂素案」を作成した。このなかで「単位制度の趣旨」をはじめ、基準の規定のなかに盛り込んだ。すなわち、「大学は教室実験室実習場等における授業のみに頼ることなく、学生が自ら進んで勉学するように導き、学生の学力増進の程度を絶えず確めながら、個性を伸展させるよう努力しなければならない」というものであった。具体的にみると、まず単位算出基準としての1単位数については学習の行われた場所を問わず、毎週3時間15週（または16週）に相当する指定された学習を1単位として算定することとした。こうした単位算出の考え方は新制大学の単位制度の導入の趣旨が「大学基準」では十分に説明されず、また期待していたほどの運用が見られず、各大学でまちまちな状況にあったことへの反省から生まれたもので、単位制度の趣旨を改めて徹底しようとする意図が強く表れていた⁴⁰⁾。しかしながら、このような単位制の導入に関する議論は「本末転倒」で、新制大学発足前の教育課程を審議する時に、周知徹底されるべき重要事項であって、大学が軌道に乗ってからの修正は現実的にみて、困難であったと思われる。当時、この問題に直接に係わったCI&E教育課のウィグルスワースは占領期にすぐに実施されなかったものは、後になって改革されても定着し難いと警鐘を鳴らしていた⁴¹⁾。

1963年10月、大学基準協会内に「単位制度研究分科会」が発足した。そして、1965年1月の最終報告のなかで、現行の単位制度は学生の「学修量を示す基準としては必要であり、かつ便宜な方法」として、その活用によって「学生の自主的学修意欲を刺激し、学生の自発的学修と自主的思考能力を涵養しうる点において大いなる価値と意義を有する」ものであることを確認した。このような単位制度の価値と意義を認めたいうえで、しかしながら、その現状は図書館などの設備不足もあって1時間の授業に対し、一律に2時間の準備学修を前提とする単位制度はほとんど忠実に実行されず、「従来のわが国の授業のやり方に単位制度をあてはめたのが実情」であるときびしく批判した。そして、単位算出基準について、45時間の学修量をもって1単位とする現行の制度を維持し、45時間1単位制の具体的な内容配分については、「大学の行う最低授業時間は、その3分の1以上とし、最高の授業時間は各大学が授業の種類、性格、指導方針を考慮して自主的に決定するものとする」として、各大学の自主的運用に委ねる提言を行った。そして、そのための教授法の改善や、自学自修の工夫などを各大学に求めた⁴²⁾。ここでは授業外の自学自修については何ら規定されていない。ここでの「各大学の自主的運用に委ねる提言」と先の「各大学でまちまちな状況にあったことへの反省」とは矛盾するものである。その後の単位制度の展開をみると、この提言は、少なからず影響を与えたものと思われる。しかし、実態として、各大学の自主的運用に委ねるといふ美名のもとで、単位制度の「自学自修」の精神を形骸化することになった。これまで一律に2時間の準備学修を前提として単位制度が規定されていながら、それが忠実に実行されなかったのに、その基準枠をはずして、果して自主的な運用が期待できるであろうか。結果は、「火を見るよりも明らか」であって、ここでの議論は空しく、新制大学における単位制の重要性を十分に認識していない。単位制は単なる履修上の便宜さからだけのものではない。それは新制大学における授業形態の骨幹をなすもので、単位制の形骸化および空洞化は、大学そのものの崩壊に繋がる重大なものであるとの認識が欠落している。

この「一律に2時間の準備学修」を課すことが問題なら、各大学あるいは各講義内容に応じて、

柔軟な「自学自修」のあり方を明文化するなどの独自の工夫や改善が必要であるはずである。なぜなら、同一授業形態でも担当教官によって授業のやり方などが異なるからである。1単位のなかには学生の自学自修の時間も含まれて設定されているのであるから、それを表記化するなどの工夫や努力が必要である。たとえば、MITのカタログ（1999年～2000年）によれば、講義概要の一部が「4-0-8」という数字で表記されている。これは講義のあり方を示すものである。最初の（4）は講義、（0）は実験やフィールド調査など、そして（8）が「準備学修」に要する週当たりの時間数を示すものである。さらに、ここでは講義概要や担当教授名、そして、講義履修のための前提条件等が詳細に明記されている⁴³⁾。この様式はすべての講義に共通するものである。また、大学（あるいは大学院）によっては「大学教授一覧」なるものを「市販」していて、学生はそれを事前に買い求めて、履修を予定している教授の略歴、研究領域、評価法などについて調査することができる。このようにして、学生は履修に先立ち、担当教官の講義および単位取得に課せられた諸条件を熟慮したうえで履修登録できる仕組みになっている。さらに、登録後のある一定期間に履修を取り消すことが義務づけられているし、逆に、登録したままで授業を怠ると落第の成績「F」の烙印が押され、総合評価（GPA）を落とすことになる。学生はすべてを「自己責任」「自己管理」のもとに登録および履修をしなければならない。すなわち、「自学自修」の精神は単位制のみならず、学生生活のあらゆる面に貫徹している。もともと単位制度の導入は選択の幅を広げるだけでなく、転学あるいは編入などを円滑に行ううえでも効果的であり、大学間の流動化および活性化のうえからも重要な要素の一つである。その単位制度が各大学あるいは各講義でどのように行われているかが不透明では、到底、客観的な評価など出来ない。学生に対して、どのような講義内容あるいは履修方法によって、何単位が取得できるかなどを明文化した「MIT方式」は単位制の形骸化および空洞化を回避するための方策のみならず、大学の学生あるいは社会に対するアカウンタビリティ（社会的責任）ともいえる。

3. 「大学設置基準」の大綱化と単位制度

大学教育は占領終結後、一貫して文部省による法制的あるいは行政的規制を強く受けてきた。1991年7月、大学設置基準の大綱化および弾力化を提言する大学審議会の答申を受けて、設置基準を大幅に改正した。そのうち、最も画期的で、かつ、各大学に大きな影響を与えたのが、授業科目区分の廃止と単位制度の大幅な弾力化であった。戦後日本の大学の歴史において、この単位制度が注目され真摯な議論が行われたことは少なく、前述のように単位制の導入期の新制大学発足時とこの大学設置基準の大綱化に伴う大学改革のわずか2回を数えるに過ぎない⁴⁴⁾。この新しい基準では、「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を体系的に教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない」と規定し、旧基準の「第6章 授業科目」、「第7章 単位」、「第8章 授業」を新基準では「第6章 教育課程」と改め、形骸化された単位制度の簡素化を断行し、「標準45時間の学修」として、従来のように教室内および教室外の枠をはずし、各大学の自主性を尊重した。すなわち、

単位計算方法に関しては、これまでは講義や演習あるいは実験等の授業形態に応じて、一律に教室内の授業時間と教室外の自主学習の時間が規定されていた。しかし、新基準では、講義や演習の場合には、15時間～30時間、実験・実習等の場合には、30時間～45時間までの範囲内で、各大学が定める時間の授業をもって1単位と規定された。従来 of 1 単位の大原則は順守され、「標準45時間の学修」という基本的枠組みは残されたことになり、従って、45時間から授業時間を差し引いた残りの時間が学生の予習や復習の準備学習の時間となり、その意味では制度発足時の自学自修の尊重は維持されたことになるとの指摘もある⁴⁵⁾。しかし、これまで設置基準において、教室外の学習時間が設定されていたにもかかわらず、その原則が遵守されなかったのに、その枠組みをはずして、果して、予習や復習の準備学習が徹底できるかどうか疑わしい。なぜ、自学自修が徹底できなかったのか、どこにその要因があったのか、十分な反省がなされたのだろうか。現在では、単位制度を徹底するための大学や社会における条件整備も整っているはずである。授業方法の改善あるいは単位制度の理念を省みることなしに、表面的な制度「いじり」をしても、何ら抜本的な改革には繋がらない。この改正は単位制度の本質を見誤り、旧態依然の講義中心の授業形態に逆戻りしたもので、大学審議会が提唱する「課題探究能力の育成」の理念と乖離した、整合性のないものと言わざるをえない。

アメリカの高等教育における単位制度の歴史が示すように、この制度を支援するための副次的な制度が機能してきた。たとえば、「シラバス」の問題、これは授業の設計図であり、「双方向授業」あるいは「能動的学習」を可能にするもので、授業方法を改善するための有効な方策の一つである。単位制度はもともと量的側面を強調したシステムで、何らかの質的維持装置やシステムが伴わなければ形骸化してしまう恐れがある。その点、「GPA制」の導入は意義があり、大学教育の質の向上を保つことができる。また、単位制度を効果的に運営するためには、履修科目登録の上限および下限設定の導入も不可欠の要素といえる。このように、単位制度の空洞化・形骸化の状況は、制度それ自体よりも、各大学および各授業における運用が問題であり、その制度を効果的に機能するための工夫と努力が必要である。

おわりに

新制大学における単位制度は発足前から論議の俎上にのぼったが、その理念を十分に理解することができなかった。その結果、表面的な単位制度の導入に終始した。単位制度の導入は新制大学の骨幹をなすもので、旧来の教授の講義中心から学生の参加型へ、そしてカリキュラムの自由化にもとづいた柔軟なカリキュラムの導入などの抜本的な改革を必要とした。しかし、占領終結後、文部省による「大学設置基準」の省令化により、単位制度の持つこの柔軟な自学自修の精神は形骸化され、制度のみが硬直化された。さらに、「大学設置基準」の大綱化によって、単位制度の簡素化が行われたが機能したとはいえない。本来、単位制度は大学における教育の質の水準を向上させるためのもので、大学設置基準などで法的に拘束するようなものではない。

単位制度の理念が十分に理解されなかっただけでなく、アメリカと日本の授業形態の違いが事態

をさらに悪化させた。すなわち、アメリカ式の授業形態は教室外学習⁴⁶⁾を単位制の前提としたものであったが、そのような考え方は日本の伝統的な大学の教授法には見られなかった。アメリカの大学における単位制度は当時の社会情勢を背景に自然に発生したもので、その過程において補強し、補完しながら運用されてきた。しかし、日本の場合は、それが占領という特殊な状況下で外的および人為的に導入されたために、単位制度に対する認識に欠けることが少なからずあった。

戦後教育の原点ともいえる『アメリカ教育使節団報告書』は高等教育における「カリキュラムの自由主義化」を勧告した。すなわち、高等教育における多様なカリキュラムの導入には単位制度が不可欠であった。学生の主体性および能動的学習を促進するうえでも「自学自修」の精神にもとづいた単位制度の見直しが強く望まれる。効果的な単位制度の運用は教授法の改善と不可分の関係にあることは論を俟たない。

【注】

- 1) この分野の先行研究は必ずしも多くない。本稿との関連からいえば、清水一彦『日米の大学単位制度の比較的研究』風間書房、1998年は卓越した研究である。そのほか、田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』大学基準協会、1995年、さらに、大学基準協会『会報』に掲載された諸論文、とくに、山本敏夫「日米の大学教育の比較」『会報』第11号、1952年は興味深い内容である。また、佐々木重雄「新制度の大学教育と単位制度」大学基準協会編『新制大学の諸問題』大学基準協会、1957年などをあげることができる。
- 2) 「学修」とは授業時間だけでなく、教室外で行われる図書館や家庭などでの予習・復習を中心とした自主的学習をも含む学生の勉学活動のすべての時間数を指す。
- 3) 「単位制度の空洞化」とは、45時間よりはるかに少ない「学修」時間で1単位が取得されている状態を意味する。〔讃岐和家「単位制度の効果的な運用のための諸方策—上限設定制の導入を中心として—」『大学教育学会誌』第21巻第1号、1999年5月、58頁。〕
- 4) 「自学自修」("Self-education")という表現は、『第一次アメリカ教育使節団報告書』(1946年3月)の第一章「日本の教育の目的および内容」の「結論」の部分で、「自学自修のための図書館その他の機関が、重要な役割を演ずべきである」にみられる。
- 5) 拙稿「新制大学と一般教育」『早稲田大学史紀要』第32巻、2000年7月を参照。
- 6) 南原繁「教育改革」朝日新聞社編『明日をどう生きる—戦後十年と日本のあり方』朝日新聞社、1955年、121頁。
- 7) この点に関して、CI&E教育課高等教育顧問となったイールズ (Walter C. Eells) は彼の論文のなかで興味深く論じている。(Walter Crosby Eells, "Junior College Development in Japan," *Junior College Journal for September 1951*.) 詳細は、拙稿「短期大学の成立経緯に関する一考察」『国際教育』(日本国際教育学会紀要) 第6号、2000年を参照。
- 8) この点に関しては、マーク・T・オア『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部、1993年、99頁を参照。

- 9) この顧問団に関しては、拙著『新制大学の誕生－戦後私立大学政策の展開』玉川大学出版部、1996年を参照。
- 10) 拙稿「米国学術顧問団報告書と戦後日本の高等教育改革－アダムス団長文書を中心に－」『大学論集』第20集、1991年、238頁。
- 11) Lanora G. Lewis, "The Credit System in Colleges and Universities," *New Dimensions in Higher Education*, No.9, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, 1961, p.3.
- 12) Barbara Burn, "The American Academic Credit System," *Structure of Studies and Place of Research in Mass Higher Education* (OECD, 1974), p.119.
- 13) Burn, "The American Academic Credit System," p.119.
- 14) Dietrich Gerhard, "The Emergence of the Credit System in American Education Considered as a Problem of Social and Intellectual History," *American Association of University Professors Bulletin*, Vol.41 (Winter 1955), p.659.
- 15) 清水『日米の大学単位制度の比較的研究』310～311頁。
- 16) 国立教育研究所附属教育図書館所蔵「戦後教育資料」「大学設立基準に関する要項(案)」「大学設立認可内規」マイクロフィルム・リールNO.25なお、同じ文書が大学基準協会所蔵『大学設立基準設定協議会配布資料』(1-1)(1947年)にも保存されている。
- 17) 国立教育研究所附属教育図書館所蔵「戦後教育資料」「既決事項」マイクロフィルム・リールNO.25。
- 18) 田中『戦後改革と大学基準協会の形成』119頁。
- 19) ウォルター・シー・イールズ「教授法の改良」『会報』(大学基準協会)第4号、1949年11月、5～6頁。
- 20) 国立教育研究所附属教育図書館所蔵「戦後教育資料」「共通委員会決定事項」マイクロフィルム・リールNO.25。
- 21) ウィグルスワース「全国大学連合協議会に於ける講演－新制大学の概念」『会報』(大学基準協会)第1号(1947年)なお、図表①「学術単位」および図表②「第一学年第一学期ノ時間割ノ一例」は、この講演をもとに文部省が編纂した『日本における高等教育の再編成』(1948年1月)(野間教育研究所所蔵)から引用したものである。
- 22) イールズ「教授法の改良」7頁。
- 23) 拙稿「新制大学における『一般教育』の導入と展開の過程」『日本の教育史学』(教育史学会紀要)第40集、1997年を参照
- 24) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第8巻、岩波書店、1997年、352頁。これまで教育刷新委員会(審議会)に関する記録文書は公開されておらず、長く文部省大臣官房総務課の記録保存部署(記録班、公文書保存官室など)の管理の下に保存されていた。戦後教育改革に関しては、占領文書など膨大な一次史料が公開されており、研究の客観性の上からも日本側の資料の公開が望まれていた。
- 25) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第8巻、岩波書店、1997

年, 337頁。

- 26) 国立教育研究所附属教育図書館所蔵「戦後教育資料」 「4年制大学について—第1回大学連合協議会に於けるウィグルスワース博士講演要旨」 マイクロフィルム・リール NO.25。
- 27) 米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所, 2000年 (, 59頁)。これは戦後高等教育改革を研究するうえでも卓越した先行研究である。
- 28) 拙著『新制大学の誕生』参照。
- 29) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房, 1983年, 206頁。および南原「教育改革」120頁。たしかに, CI&E教育課は教刷委には出席できなかったが, ステアリング・コミッティを通じて協議しながら意見のすりあわせを行って間接的にコントロールした〔羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部, 1999年を参照〕。事実, 「この委員会は自主的なものであって, 我々はこの委員会が決めることは文部省の指令に依るものでなく, 又司令部の指令に依ってやるべきものでもなく, これは全くオートノマスにやるべきだが, 委員会に正式に議題にする前に, 先ずこのステアリングコミッティーで相談して, これは議題にするが宜いかどうかを考えなければならぬ」とのCI&E教育課側の意向を最初の会合で明確にし, 釘をさしたのである。〔日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻, 岩波書店, 1995年, 「解題」より。〕
- 30) 田中『戦後改革と大学基準協会の形成』75頁。なお, 「占領文書」のなかには, 大学基準協会に関する資料が多く含まれ, CI&E教育課の関与した事実を裏づけている。
- 31) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育—戦後日本の教育改革 9』東京大学出版会, 1976年, 397頁。
- 32) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻, 岩波書店, 1995年, 255頁。
- 33) 「教育刷新委員会連絡委員会(ステアリング・コミッティ)の記録」(1947年3月13日)43頁。これは未公開の史料で, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(全13巻)にも含まれていないばかりか, 文部省の記録保存部署あるいは国立教育研究所にも保存されていない。これは野間教育研究所に所蔵されているもので, 同研究所の実質的編纂に関わる『近代日本教育制度史料』(全36巻, 講談社)への収録を意図して, 1950年代に文部省保存原本を原稿用紙に全文筆写したために保存されているものである。
- 34) 寺崎昌男『大学の自己変革とオートノミー—点検から創造へ—』東信堂, 1998年, 131~132頁。
- 35) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第11巻, 岩波書店, 1998年, 54頁。
- 36) 羽田『戦後大学改革』82頁&10頁。
- 37) Gary H. Tsuchimochi, "The Emergence of the New Four-Year University System in Postwar Japan," *Nanzan Review of American Studies*, Vol.21, 1999, p.45.
- 38) 清水『日米の大学単位制度の比較史的研究』344~345頁および天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会, 1977年, 324頁。
- 39) 清水『日米の大学単位制度の比較史的研究』361~362頁。
- 40) 同上, 347~348頁。大学基準協会事務局高等教育研究部門編『資料にみる大学基準協会五十年

の歩み』大学基準協会，1997年（，231頁）。

- 41) ハリー・レイ「ウィグルスワースへのインタビュー記録」（明星大学戦後教育研究センター所蔵）25頁。
- 42) 清水『日米の大学単位制度の比較史的研究』350～351頁。
- 43) "Subject Listings," *MIT Bulletin 1999-2000 : Courses and Degree Programs Issue*, p. 321. なお、これは館昭「授業の充実と教育課程の整備—大学審議会答申を受けて」（講演）日本私立大学連盟，1999年度「大学の教育・授業を考えるワークショップ」（1999年7月28日）の示唆にもとづくものである。
- 44) 清水一彦「単位制度とカリキュラム編成」『学部教育改革の展開』（高等教育研究叢書60）広島大学大学教育研究センター，2000年1月，56頁。
- 45) 清水『日米の大学単位制度の比較史的研究』409～410頁。
- 46) 山本敏夫「日米の大学教育の比較」『会報』第11号，1952年，8頁。

[本稿は、大学教育学会（1999年6月5日、倉敷芸術科学大学）での口頭発表にもとづくものである。]

A Study of the Introduction and Development of the "Credit System" in Postwar Japanese Universities

Gary H. TSUCHIMOCHI*

This article discusses the introduction and development of the "credit system" in postwar Japanese universities. The main focus is to examine why the credit system did not successfully function in the new university system. Newly declassified documents of the GHQ/CI&E, the Japanese Education Reform Committee have been used in this research, together with other related sources of the Japanese University Accreditation Association and the National Institute for Educational Research. Attention is focused on the possibility of a downfall in the credit system itself at the beginning of the new Japanese university system.

It may be concluded that, by simply combining the old Japanese system and the American system, the "credit system" was introduced too early in the Japanese university system without a thorough understanding of the credit system.

In 1998, the University Council of the Ministry of Education, reported "A Vision of Universities in the 21st Century and Reform Measures." It hinted at the importance of having "cultivation of ability to pursue one's ends," which emphasizes the ability to respond independently to changes, to voluntarily seek for a future goals, and to judge goals flexibly and comprehensively with a broad view. How can we cultivate the ability to pursue one's own ends? This question was closely related to the "credit system" in the new Japanese University.

In the report, the Council also emphasizes the need for improving teaching methods, and the credit system should also be reconsidered : "In principle, the Japanese university system adopts a credit system and how to make the credit system more practical is an important issue for the improvement of teaching methods. The current credit system gives credit to the total of students' learning in the class, their preparations before the class and their reviews after the class. In other words, the system requires students' independent study."

*The former professor, Toyo Eiwa Women's University